

## 令和5年度補助金等交付一覧

(後志総合振興局保健環境部保健行政室)

課等名	補助事業等の名称	補助事業等の概要	補助事業者等の名称	補助金等の額 (円)	摘 要
企画総務課	健康増進事業費補助金	「健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）」に基づき、道民の健康増進に資することを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（全15町村）	3,290,000円	令和6年3月26日 交付決定 令和6年4月12日 額の確定 令和6年4月26日 公表

注1 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

2 「補助事業の概要」欄は、補助金等の交付の対象とした事業の内容を簡潔かつ具体的に記載すること。

3 「補助事業者等の名称」欄は、補助事業者等の名称及び所在する市町村名を記載すること。

4 「摘要」欄には、補助金等の交付決定日及びこの様式による補助金等の交付の内容の公表日を記載するほか、公表した内容を修正したときは、その修正内容(箇所)について記載すること。

なお、内容を修正した場合でも、公表期間は当初の公表をした日から1年間とする。